

# 朝日町では、住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、平成17年度から平成21年度に固定資産税が課せられる住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

※年度とは＝4月1日から翌年の3月31日までの期間

## ●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

## ●対象面積

居住用として用いられている部分  
(店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く)

## ●奨励条件

- ・本町の住民であること
- ・居住地に係る町税(料)を滞納していないこと

## ●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額に税率を乗じた額の2分の1に相当する額

## ●交付期間

平成17年度から平成21年度までの期間中に新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間

## ●今年度対象者

平成17年度から平成19年度に新たに住宅の固定資産税が課せられる事になった方

## ●申請期限

平成19年度分の固定資産税を完納後、平成20年3月10日(月)までに、手続きをしてください。

※上記のご案内は平成19年度に住宅奨励金交付申請書を提出されていない方が対象です。

平成19年度に住宅奨励金交付申請書を提出済みの方は、平成20年度の固定資産税を完納後に新たに申請してください。

※手続き方法や制度についてのお問い合わせ先

産業振興課 TEL 377-5658 FAX 377-4543

HPアドレス <http://www.town.asahi.mie.jp/asahi/as68/sangyou2.html>

## 口座振替済通知書の廃止について

町税、国民健康保険料などの納付に口座振替をご利用いただいている方に対し、金融機関を通じて発行していましたが「口座振替済通知書(領収書)」について、経費節減や省資源化推進などの理由により、平成20年3月振替分をもって廃止いたします。

振替の内容につきましては、お手数ですが預貯金通帳の記帳によりご確認くださいませよう  
お願いいたします。

なお、軽自動車税の納税証明書は引き続き発行いたします。

詳細については、改めて広報で周知いたします。